

令和 7 年度

10月定例教育委員会

会 議 錄

(公 開)

令和 7 年 10 月 16 日

I 開会 14時00分

教育長から、「議題第21号」、「議題第22号」、「議題第23号」及び「報告第1号」については、個人情報が含まれるものであることから、「その他②」については、検討段階での情報であることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和7年度9月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議事

◎ 議題第20号

教育職員免許法等施行細則の改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

改正後の表がありますが、最低取得単位数が空欄になっています。改正前は15単位と記載がありますので、このままだと個人が自由に取得してもよいという印象を受けました。今後、この15単位は取らなければならないものなのでしょうか。

教職員課長

免許法上は、15単位以上が残っていますので、15単位を目安として履修することとなります。

松山郁子委員

改正になったときに、第一欄、第二欄、第三欄にあるように、例えば教育の基礎理論に関する科目など、仕組みがそもそもなくなってしまうのか、認定講習などのように、他のところで分野分けをするのかなど、運用がどのように変わるのかを教えてください。

教職員課長

教育職員免許法施行規則には、第一欄、第二欄、第三欄の詳しい内容等が示されておりますので、この部分を見ながら教職員課で確認していくことになります。一方で、今回の改正については、柔軟性をもって対応できるようにするためのものであり、実際に大学から出された内容を確認しましたが、今回の改正によって逸脱した状況は見られませんでした。したがって、教職員課では、取得状況について確実に把握し、チェックしていきたいと考えております。

松山郁子委員

運用について、改正後も検討されながら対応されるということでお心配しました。一方で、改正によって、働きながら更に上を目指す方が研修を受けやすくなると良いと思いますが、実際にそうなっていくのか、受けられる方が多いのかなど、実態を教えていただけるでしょうか。

教職員課長

どのような講座を設定するのかについては、次年度に向けて現在検討しております。受ける方々については、特別支援教育に関する免許については、特別支援学級を担任している方々が多く受けております。正確な人数は把握できておりませんが、夏休みだけで50人を超えた状況が見られました。また、今年度は、技術の教員が不足していることから、技術の認定講座を開催したところです。今後も、本県の教育的課題について免許で解決ができる部分をしっかりと見据えながら、先生方のニーズに合った講座開講が必要だと考えております。

柳委員

表を拝見した際に、専修免許状としての記載がありませんが、専修免許状として何も示さなくてもよいのでしょうか。

教職員課長

県の細則に記載させるかどうかということですが、上位法である教育職員免許法及び施行規則には、委員のおっしゃられた内容が記載されております。今回通信制の申請に対応できるように柔軟に対応するために改正しますが、今回の改正では上位法で対応できるようにしております。

教育長

専修免許状には、この上位法である教育職員免許法及び施行規則に全て網羅されているということでよろしかったでしょうか。

教職員課長

そのとおりでございます。

木村委員

特別支援学級を担任される先生など、このような講習を受けながら仕事もすると大変だと感じます。そのような中で、今回のように免許を取得したことで給料に関わるなどということはあるのでしょうか。

教職員課長

免許状に沿った昇級はございません。

教育長

それでは、この件に関しては、案のとおり決定いたします。

◎ その他① 令和7年9月 代表質問・一般質問について**教育政策課長**

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山竜也委員

農業系高校の魅力について、「これらの取組を小中学生やその保護者にしっかりと伝えていくことで、農業に対する志が高い子供たちがこれまで以上に集まるものと考えている」という記載があります。具体的に、どのような取組や伝え方を計画または実施されているのか教えてください。

高校教育課長

各学校でのオープンスクールで紹介したり、産業フェスを行ったりすることで、小中学生や保護者に対して知っていただくように取り組んでいく予定であります。現段階では、主にオープンスクールで実施していくことになります。

松山竜也委員

高校のオープンスクールに小中学生が行くことは、難しいのではないかと思います。農業系高校の魅力発信については、小中学生やその保護者が具体的な姿をイメージできるかどうかが大切ではないかと考えます。オープンキャンパスも重要なことは思いますが、発信の仕方の工夫が今後ますます重要になると思っております。例えば、SNSが発達する今の時代では、動画を活用して生徒が取り組む実際の実習や体験の様子を見る化することなど、農業の学びや高校生の魅力をリアルに伝えることができるのでないかと考えます。また、スマート農業やAI、ドローン、ロボットトラクターなど、最先端の技術を小中学生が知ることや、現在の農業がこんなにも発展しているということを子供たちから発信していくことなど、自分もやってみたい、学んでみたいと思えるような発信の仕方を工夫すれば、農業を志す若い世代の裾野が更に広がるのではないかと思います。

高校教育課長

食料自給率等の問題が日本全体に広がっている中で、農業後継者の育成は喫緊の課題であり、農業系高校生の割合が全国1位と高い本県においては、果たすべき役割があると感じております。SNSの発信については、各学校でも取り組んでもらっておりますが、県教育委員会としても、広い視野に立ち、それぞれの学校の魅力を伝えるだけでなく、生徒が農業に誇りをもって伝えられるように、高校教育課からも発信していきたいと思います。

補足ですが、宮崎農業高校は、マイスターハイスクールとして地域の保育園等に出向き、一緒に農業を体験するなどの取組もしております。

木村委員

県立学校でも防犯カメラが設置されていると記載されています。学校は日中、外部に開かれてはいますが、多くの人が集まるところから、不審者や学生同士のトラブルなどを考えると、防犯カメラがあると良いと思っておりました。10校に設置されているとありますが、これは要望があつて設置されたのか、今後全ての県立学校に設置する予定であるかを教えてください。

財務福利課長

防犯カメラについては、学校からの要望によって対応しております。その結果が10校ですが、このようなご時世であるため、現在、学校に調査をかけており、今後は可能な限り防犯カメラを設置する方向で考えております。設置に当たっては、配慮すべき内容もありますので、人権同和教育・生徒指導課と連携しながら、どのような方針で設置していくかを十分に検討していきながら進めて参ります。

木村委員

自宅近くの保育園でも防犯カメラを設置しており、当然プライバシーに配慮して設置したようですが、例えば、子供が言うことと保育士が言うことが食い違うということもあるようですので、そのようなトラブルがあった際にスムーズな解決につながるのであれば、ぜひ設置していただきたいと思います。また、市町村でも設置しているとありますので、防犯カメラ設置に向けたお声かけをしてもらえるとありがたいと思います。

松山竜也委員

最近のニュース等について、宮崎県でも未成年の薬物使用が身近に起こっており、もはや他人事ではなく、私たち大人が危機感をもたなければならぬと考えます。そのような中で、今年度は薬物乱用防止のチラシを全ての学校、児童生徒、保護者に配付したり、授業において効果的に活用できる動画や資料を作成したりしているとありますが、その具体的な内容を教えてください。実際、小学生、中学生、高校生では発達の段階や理解力も異なりますし、薬物への接触のリスク等も異なると思います。児童生徒の発達の段階に応じた複数のバージョンの動画を用意されているのでしょうか。

スポーツ振興課長

薬物関係の動画については、発達の段階に応じた内容の構成になっております。基本的には、学習指導要領に沿った内容で作成されており、小学生については、薬物等に関する情報の入手の在り方、喫煙・飲酒から始まっていること、中学生ではその有害性や心身への影響、高校生については、実際に麻薬や覚醒剤の種類等から友人との接触、付き合い方などを分かりやすく理解できるように構成しております。

松山竜也委員

発達段階に応じた内容であることが心強いと思います。効果の測定について、チラシを配付したり動画を作成したりすることは大切なことですが、その取組が児童生徒の意識や行動にどの程度影響したかを把握することが大事ではないかと考えます。チラシ配付や動画の活用の効果をどのように測定していく予定か、また児童生徒の意識の変化を追跡するような仕組みを設けられているのでしょうか。

スポーツ振興課長

委員がおっしゃられたことが課題だと考えております。実際に保健等の授業以外で薬物乱用防止教室を行っていますが、小学校では52%、中学校では95%、高校では85%など、実施の状況は調査していますが、児童生徒の理解が細部まで行き届いているかを検証していないため、今後の課題として、方法の在り方も含めて検討していきたいと思います。

松山竜也委員

発達の段階に応じた取組やその継続的なリスクマネジメントを今後も継続して検討していただけるということで安心いたしました。一つお願ひではありますが、インターネット上では薬物に関する誤った情報等も多く記載されており、児童生徒が容易に入手できる現状になりつつあります。このようなリスクに対して、効果検証と改善を繰り返しながら、今後も薬物乱用防止教育をより一層重点項目として取り組んでいただきたいと思います。

柳委員

薬物乱用防止教室についてですが、県警職員や薬剤師など、外部の方々を活用した実施数を教えてください。

スポーツ振興課長

令和5年度の実績ですが、警察職員は、小学校65校、中学校61校、高校20校。学校薬剤師の講師は、小学校36校、中学校21校、高校3校でございます。それ以外には、麻薬取締官や地域の保健所の方が講師になられたという実績もございます。

柳委員

学校現場で、先生方が危険なものを危険と伝えるよりも、警察の方々が伝えた際に、同じことでも実感が湧いて、何かものすごく訴

えるものがあったことを覚えています。現在、これだけ大麻の問題が出てきていますので、警察の方々にはこれまで以上に学校に入っていただき、例えば小学校6年生の時期に大麻は体にも良くなく、犯罪もあるということを植え付けていただけると、その抑制する気持ちは残っていくものと思います。

森山委員

日本語指導が必要な子供たちは、小中学校で102名であり、今後は明らかに増えていくという状況があるかと思います。企業でも、海外からの労働者が劇的に増えている状況で、指導が必要となる子供たちも増えていく状況にあるかと思います。そのような中で、日本語教育サポーターを市町村が配置し、それに対して4名の専門性を有する教員を地域の拠点校に配置するとありますが、今後これでは足りなくなると感じております。また、今後は地域によって格差が生じることが予想されます。先日、県北地区に教職員が行きたがらない現状や中山間部などにおいて、今後は手厚いサポートができなくなる可能性があるのではないかと考えております。可及的速やかに、本件に関する対応が必要だと考えますが、この専門性を有する教員を増やしていく予定はあるのでしょうか。

義務教育課長

日本語指導に関しては、国の加配を活用して配置しており、日本語指導を必要とする外国の方、また帰国日本人も含めて、例えば現地で生まれながら日本国籍をもち、日本語が分からぬ子供さんもいる状況にあって、今後はますます増えると考えます。現在、日本語指導を必要とする子供たち18人に対して1人の加配であり、今後は定数となって正規の職員を配置する國の方針でありますので、県が拠点校に職員を配置し、市町村がサポーターを配置するという体制を作っていくと考えて事業を推進しております。現在は日本語指導を必要とする102名の子供たちに対し、4名の職員を配置しているわけですが、今後はその数が増えていくことを考えた場合、専門性を有する人材を育てていく必要があると考えております。そのために、県と國の予算を活用した日本語指導に関する本事業の中で、そのような体制を確立したいと思っております。先般、高校教育課と三重県で行われた研修に参加しましたが、専門的な内容を学んできましたので、その内容を現在の拠点校の先生方にも伝えられる研修を行いながら、今後は専門性を有する方々の育成にも取り組んでいきたいと考えております。

森山委員

人的リソースは、本県においては確実に減っていくと考えます。そのような中で、先生方に全てを任せることが難しくなってくると考えます。したがって、一般の方々、サポーターのような方々を早急に確保していく必要があると考えますので、先手で取り組んでいただければと思います。

義務教育課長

拠点校に配置された先生方に加え、サポーターの方々の研修も行っております。国の動きの中では、日本語教師という何種類かの資格もあり、県内の小・中の先生方の中にもそのような資格を取得している方がいると聞いています。来日したり定住したりする児童・生徒も年々増えている現状において検討していることは、特別支援教育において通級指導教室がありますが、それと同様の形で、来日間もない子供たちがその教室で日本語を習得し、自分の教室でも学ぶなどの制度として設けていくことも見据えているところです。

柳委員

学校では、保護者も日本語がしゃべれないことから孤立したり、子供さんと母親が後から日本に来られる場合の難しさがあったりするようです。保護者への支援となった場合、いろいろな部局とつながらなければ、問題解決にならないと感じたところです。日本語教育サポーターや日本語指導の教員は、養成が必要であり、これから確実に必要な人材となると考えます。

義務教育課長

生活面については、保護者の方の中には宗教のことでの外に出られないとする家庭もあるようです。今回の事業では、生活面も視野に入れ、連絡協議会と運営協議会という2つの協議会を設定しております。その中で、県として県関係部局に集まつていただき、海外から来られた方々等が不自由なく生活できるような体制づくりを整えていこうとしているところです。市町村でも、この協議会は行っています。また、NPO等の団体や宮崎大学等とも、今後は連携しながら、知恵を出し合って体制づくりに努めたいと思います。

高校教育課長

先程の発言で1点訂正いたします。普通科系学科と産業系学科の生徒の割合が日本1位であり、農業系高校だけでは全国3位という現状がありました。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、11月13日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願ひします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

(14:48終了)